

総社市告示第17号

総社市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年総社市告示第81号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）を当該移動別表に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改正後	改正前
<u>別表第1（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別表第1（第3条関係）</u> 略
<u>別表第2（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別表第2（第5条関係）</u> 略
<u>別表第3（第18条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別表第3（第18条関係）</u> 略

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後の指導監査について適用する。

別表第1（第3条関係）

監査の種類	実 施 基 準	
一般監査	年間の実施計画に基づき、法人の運営状況全般について、次のとおり実地監査を実施するほか、必要に応じて随時実施する。ただし、新設の法人に対しては、設立年度又は次年度において実施する。	
	対象法人	実地回数
	評価基準①を満たす法人	3年に1回（ただし、評価基準①を満たした上で、評価基準②ア（ア）又は（イ）に取り組んでいる法人については5年に1回、評価基準②ア（ウ）又は評価基準②イに取り組んでいる法人については4年に1回まで延長することができる。）
	その他の法人	1年に1回
特別監査	法人の運営等に重大な問題のある法人を対象に、特定の事項について必要に応じて実施する。	
確認監査	監査の結果通知で指示した次の事項の改善状況を確認するため実施する。 （1）特別監査の改善指示事項 （2）一般監査のうち、改善状況について実地確認が必要な事項	

【評価基準】

① 法令遵守の状況

- ア 法人の運営について、法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- イ 法人が経営する施設などで行う社会福祉事業等について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

② 法人の積極的な取組の評価

- ア 次に掲げるとおり、法人の財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていること。
 - （ア）法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。
 - （イ）会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。
 - （ウ）公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出されていること。
- イ 苦情解決への取組が適切に行われ、次のいずれかの場合に該当し、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていること。
 - （ア）福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。
 - （イ）地域社会に開かれた事業運営が行われていること。
 - （ウ）地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

別表第2（第5条関係）

社会福祉法人指導監査項目

法 人	
区 分	項 目
法 人 運 営	1 定款 2 内部管理体制 3 評議員・評議員会 4 理事 5 監事 6 理事会 7 会計監査人 8 評議員，理事，監事及び会計監査人の報酬
事 業	1 事業一般 2 社会福祉事業 3 公益事業 4 収益事業
管 理	1 人事管理 2 資産管理 3 会計管理 4 その他 なお、次の場合は「3 会計管理」の監査項目を省略することができる。ただし、会計監査報告に「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合にあつては、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。 （1）法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人 当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合 （2）専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人 専門家が当該支援を踏まえて作成する書類により、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断できる場合

別表第3（第18条関係）

- 1 公表開始日の属する年度の前年度に実施した監査に係る内容
 - （1）実施所轄庁
 - （2）実施年度
 - （3）実施年月日
 - （4）監査結果のうち文書指示事項（法令違反，定款・国通知違反のうち重大なもので，速やかな改善を求める事項）
 - （5）前記（4）に係る改善状況（改善済・改善中・未改善とする。）
- 2 指導監査を実施しなかった場合及び非公表期間の場合
 - （1）次のいずれかの理由により，非掲載となっています。
 - （ア）指導監査を実施していません。
 - （イ）現在，指導監査の内容を公表していません。
- 3 指導監査を実施したが，前記1の（4）及び（5）に係る公表すべき事項がなかった場合
 - （1）指導監査を実施しましたが，公表すべき事項がありません。